

生涯学習社会における博物館と学校教育との連携

—— 茨城県立歴史館を事例として ——

佐藤 環*

(2020年10月21日受理)

Cooperation with Ibaraki Prefectural History Museum and the Schools in the Lifelong Learning Society

Tamaki SATO

キーワード:生涯学習社会, 茨城県立歴史館, 学校教育

1990年前後より学校教育と社会教育との連携が強調され、さらに2002年度に「総合的な学習の時間(総合学習)」が小学校・中学校・高等学校に導入され、各地の社会教育施設と学校との連携は一気に進んだが、学校教員と学芸員・司書との学習観の違いから齟齬が生じたこともあった。それから約20年が経過した現在、学校と社会教育施設との連携は整備充実する状況にあるが、その実態については明らかとは言いえない。本稿は、2015年度から2019年度にいたる茨城県立歴史館が行った諸学校との連携事業を考察したい。

はじめに

1965年に開催された第3回成人教育推進国際委員会でラングラン(P. Lengrand)は、人の誕生から死に至るまでの人間の一生を通じて教育・学習の機会を提供する生涯教育・生涯学習の考え方を提示した。それを受けてOECD(経済協力開発機構)は1970年代に学校教育を終え労働市場に参入した者が必要に応じて再度学校教育を受けることができるリカレント教育を提唱した。よって、「教育」は学校教育のみで完成するのではなく、生涯にわたって必要に応じていつでもどこでもアクセス可能な営為として捉えることが肝要となった。

教育を生涯にわたる営為だとする発想は、人生初期の段階で経験する学校教育(初等・中等教育)の位置づけを大きく転換させた。つまり教育を完成させる場とする学校観から、生涯にわたって必要とされる学習の「学び方を学ぶ」場と見なす学校観への変容を促したのである。

「生きる力」は、1996年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方につ

*茨城大学教育学部

いて」のなかで、今後の教育が育む必要のある力として示された。1998年に改定された学習指導要領で初めて「生きる力」の語が使用され、それはゆとりの中で特色ある教育によって基礎・基本を確実に身につけさせ自ら学び考える力を育むことであるとした。その後、ゆとり教育から転換した2008年の改定学習指導要領から、調和のとれた学力・人間性・体力の育成により生きる力を一層育むことが目指された。具体的には「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の3要素を調和的に育成することである。

この間、小・中・高校では地域社会との連携による学校独自のカリキュラム編成を必要とする「総合的な学習の時間」が1998年に新設され、2001年の学校教育法一部改正により、学校は社会教育関係団体等との連携に十分配慮してボランティア活動などの社会奉仕活動や教科等で行われる自然体験活動を充実させることが要請された。同時に社会教育法も改正されて、国及び地方公共団体が社会教育行政を進めていく際、学校教育との連携に努めるとともに家庭教育の向上に資するよう必要な配慮を行うこととなった。

さらに2006年に改正された教育基本法では、学校、家庭、地域の連携協力を行うことを新たに規定し(第13条)、また2008年の改正社会教育法では市町村の教育委員会の事務として児童・生徒を対象とした放課後または休業日に学習その他の活動の機会を提供することが盛り込まれ(第5条)、学校と社会の連携・協働に対する法整備が進んだ。

本稿は、社会教育施設である博物館が学校教育と連携して生涯学習社会の構築を推進している事例として茨城県立歴史館を取り上げ、茨城県立歴史館が行ってきた初等・中等・高等教育との連携における実態を考察することを目的とする。

学社連携・学社融合における社会教育施設

1. 学社連携と学社融合

「学社連携」とは、その字義のとおり学校と社会が「学び」の場を創造するために連携することである。狭義には学校と社会教育との連携を、広義には学校と社会教育を含む地域社会との連携を意味する。学社連携は、学校教育と社会教育が各の役割や立場で相互に足りない部分を補足しようとするものである。例えば、社会教育側からは学校の体育館や校庭等の施設利用が行われ、学校教育側からは社会教育施設である博物館や美術館等の見学がなされるという形態である。教育基本法に則った1949年施行の社会教育法では、学校開放に関して「学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために供するように努めなければならない」と規定した。連携・協力という文言を用いてはいないが学校施設・設備の利用という点では学社連携を示すものである。

学社連携の考え方が行政に現れたのは、1971年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」や1974年の社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育のあり方について―家庭教育、学校教育と社会教育との連携―」であり、家庭教育、学校教育、社会教育が各独自の教育機能を発揮しながら連携して相互補完的役割を果たし得るよう総合的な教育が構想され、特に学校教育と社会教育との連携が重要視された。

「学社融合」は学社連携を一層進めた考え方と言える。1996年の生涯学習審議会答申「地域における

生涯学習機会の充実方策について」では、学社連携と学社融合に関して「従来、学校教育と社会教育との連携・協力については、学社連携という言葉が使われてきた。これは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというものであった。しかし、実際には、学校教育はここまで、社会教育はここまでというような仕分けが行われたが、必要な連携・協力は必ずしも十分ではなかった。学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる」と述べた。

つまり学社連携とは、学校と広義の社会教育(地域社会の多種多様な教育・学習活動)が施設・設備や指導者など両者の教育資源を有効に活用して行う教育・学習活動であるが、学社融合とは、学校教育と広義の社会教育がその一部を共有できる活動をつくりだし、且つ一体となって取り組む教育・学習活動のことである。

2. 社会教育施設から学校への支援

公民館、図書館、博物館、美術館等の社会教育施設での校外授業(調べ学習や「総合的な学習の時間」)の実施や、博物館の展示資料を学校に陳列する学校移動博物館の取り組みを挙げることができる。

社会教育施設を利用した校外授業を行う学校教員は、授業の充実を図るために社会教育施設の専門職員との情報交換等を日常的に行う必要がある。博物館の学芸員と学校教員との連携が構築されていれば、学芸員・司書が博物館の展示のコンセプトを立案する段階から各学校の教育課程と展示内容との関連を調整することが可能であるし、学校での授業の一部を学芸員・司書が担当することもできる。つまり、施設利用という物的支援のみならず人的支援をも含んだものとなり、両者の協働により学習効果を高めることが期待できる。

しかし実際には、学校教員と社会教育施設の専門職員との意識の差による齟齬が生じたことも事実である。2002年度に「総合的な学習の時間(総合学習)」が導入された時の混乱が、以下のように報道されている(朝日新聞、2002年3月5日)。

小中高校の児童・生徒たちが、総合学習が始まるとともに各地の博物館や図書館に押し寄せた。しかし学校と博物館・図書館との知識・学習観の違いにより、その運用に関して以下のような戸惑いが見られた。

博物館学芸員は、「学芸員と教師の発想は全く違う。連携はそもそも無理」と言い切る。「研究者である学芸員は、特殊なことであっても、子供たちが面白さを発見することに期待する。一方、教員は知識をうまく伝えるのが仕事。お互いのやり方をもっと理解しなければ連携できない」と悲観的である。

図書館司書は、「学校の先生からは、こちらで用意した本はノイズ(余計な情報)を含みすぎている、という意見を頂く事が多い。調べるということには無駄もある、と私たちは思うのですが」と違いを痛感している。

2002年の博物館教育国際シンポジウムにおいて、博物館が学校の要望に応じすぎて魅力を失うことを危ぶむ意見が多数述べられ、「既成の学校教育の枠に収まらないからこそ、博物館の意味がある。その部分を生かすことが必要」と指摘された。

生涯学習社会における博物館に求められる役割

社会教育における博物館の役割は、1949年に教育基本法に則って制定された社会教育法や1951年制定の博物館法において博物館の事業を規定した第3条の九で「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励」することが求められ、学校教育との連携が大きな役割となって現在に至る。

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」が提示した「新しい時代の博物館制度の在り方について」(2007年6月)は、生涯学習社会における博物館の役割、特に学校教育との関連において重要な指針となっている。

1998年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」は、社会教育行政が多様化、高度化する学習ニーズに的確に対応するため、様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保するとともに、学習機会の提供を通じて、住民の自主的な学習活動を支援し、促進する役割を果たしていく必要性を指摘した。さらに2006年には教育基本法が改正され、同法第3条に生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定された。生涯学習社会の実現に向けて博物館が必要な役割を果たしていくことが求められたため、博物館制度も再構築する必要がでてきた。

1998年度以降、文部省からの委託により財団法人日本博物館協会では今後の博物館の在り方について検討が重ねられてきた。その結果、『対話と連携』の博物館(2000年)と「博物館の望ましい姿—市民とともに創る新時代博物館—」(2003年)が報告書としてまとめられた。

『対話と連携』の博物館では、最近の欧米の博物館政策に大きな影響を与えたアメリカの「卓抜と均等—教育と博物館がもつ公共性の様相—」やイギリスの「共通の富—博物館と学習—」等を分析評価し、生涯学習社会における教育システムでは家庭教育、学校教育、社会教育を結ぶラインの中で責任区分が明らかになり博物館の持つ教育機能を発揮することが強く求められていることを指摘し、博物館の在り方として欧米の博物館がいち早く教育重視の方向を打ち出し博物館の全ての活動は教育に収斂されているとまとめた。

続く「博物館の望ましい姿」では、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造が提言された。すなわち、資料収集保管、調査・研究、展示・公開、という博物館活動の基盤を強化し、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割の充実がこれからの博物館像だとする考え方である。よって博物館は、その特徴である資料の収集や調査研究等の活動を一層充実させるとともに、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるべく自主的な研究グループやボランティア活動などを通じて、学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要がある。

茨城県立歴史館と学校教育との連携

1. 茨城県立歴史館の役割

1974年9月に設立された茨城県立歴史館は公共博物館と文書館の機能を併せ持つ社会教育施設で、

1996年には文化庁より「公開承認施設」として認められた。茨城県の歴史に関連する資料を収集、整理、保存するとともに一般の利用者にも提供するほか、各種展示事業を展開している。一橋徳川家から寄贈された史料・資料、美術工芸品を展示する一橋家記念室も本館内に設置されている。敷地内には旧水海道小学校本館、旧茨城県立水戸農学校(旧制)・農業高等学校本館、旧茂木家住宅(農家建築)などが移築されている。

年間を通じて、日曜歴史館などの「各種講座」、歴史館探検バスツアーなどの「歴史館に親しむイベント」、忍者あそびや歴史館コンサートなどの「小中学生向け行事」を開催して市民が交流し参加する体制を整えている。また学社連携のため、歴史館職員が講師となり学校に出向いて講義を行うスタイル(講師派遣事業)と学校の児童生徒が来館して学ぶスタイルとを併用した取り組みがなされている。

2. 小学校・中学校・高等学校との連携

2016年度から2019年度に至る小学校から高等学校までを対象とした学社連携事業について、学校に講師を派遣するものと児童生徒が歴史館に来館して学ぶものについてまとめた。

(1) 学校に出向いて授業等を行う事業(出前講座)

表1. 講師派遣事業(学校への出前講座)										
年度	学校種	設置者別	校数	参加者計	年度	学校種	設置者別	校数	参加者計	
2016	小学校	国立	2	3418	2018	小学校	国立	16	1438	
		公立	22				公立			
		私立	1				私立			
	義務教育学校	公立				義務教育学校	公立	1		
	中学校	国立				5	中学校	国立		
		公立						公立		
		私立						私立		
	高等学校	公立	3			3	高等学校	公立		
		私立						私立		
	中等教育学校	公立					中等教育学校	公立		1
私立			私立							
特別支援学校	公立			特別支援学校	公立	1				
2017	小学校	国立	5	3354	2019	小学校	国立	17	2234	
		公立	28				公立			
		私立					私立			
	義務教育学校	公立				義務教育学校	公立			
	中学校	国立				7	中学校	国立		
		公立						公立		3
		私立	1					私立		
	高等学校	公立	2				高等学校	公立		4
		私立						私立		
	中等教育学校	公立					中等教育学校	公立		
私立			私立							
特別支援学校	公立			特別支援学校	公立	1				

注：「校数」は延べ数である。

茨城県内の小中高校・特別支援学校に歴史館から講師派遣がなされている。年度によって回数は異なるが、平均して年に約30回行われている。最も回数が多いのは小学校で全体の約67.5%を占める。次いで中学校(約13%)、高等学校(約10%)と続く。2018年度からは毎年度1校ではあるが特別支援学校にも講師派遣がなされるようになった。その内容であるが、小学生向けには「勾玉づくり体験」や「ちよっと昔の暮らし」、中高校生向けには茨城の歴史上の人物を取りあげたものや古文書から歴史を読み取らせるという高度なものを扱っており、発達段階や地域性に考慮した工夫がなされている。

(2) 学校の児童生徒が来館して学ぶ

来館した小中高校や特別支援学校の児童生徒を対象として展示解説、野外施設解説、クラフト作り、学習相談などを行っている。教職員対象の研修会も開催されているが、本稿は児童生徒が対象なので除外した。来館して学ぶスタイルなので県内の学校だけではなく他の都県(2016年度に東京都私立高校1校、2019年度に福島県公立中学校1校)からも参加している。来館した校数では小学校が最も多く全体の約85%を占めている。続いて中学校(約7%)、高等学校(約5%)と続く。また特別支援学校も毎年来館している。その内容であるが、担当職員による解説・説明がなされる本館の常設展見学や敷地内の諸施設見学が多い。

表2. 来館した学校と参加者

年度	学校種	設置者別	校数	参加者計	年度	学校種	設置者別	校数	参加者計
2016	小学校	国立		6387	2018	小学校	国立		4944
		公立	98				公立	75	
		私立	2				私立	1	
	義務教育学校	公立				義務教育学校	公立		
	中学校	国立	2			中学校	国立		
		公立	3				公立	10	
		私立	2				私立	1	
	高等学校	公立	3			高等学校	公立	1	
		私立	5				私立	2	
	中等教育学校	公立				中等教育学校	公立		
私立			私立						
特別支援学校	公立	2	特別支援学校	公立	3				
2017	小学校	国立		4911	2019	小学校	国立	1	6846(*)
		公立	87				公立	96	
		私立	2				私立	2	
	義務教育学校	公立	1			義務教育学校	国立		
	中学校	国立				中学校	国立		
		公立	6				公立	7	
		私立					私立	1	
	高等学校	公立	1			高等学校	公立	3	
		私立	5				私立	2	
	中等教育学校	公立				中等教育学校	公立		
私立			私立						
特別支援学校	公立	1	特別支援学校	公立	2				

注：「校数」は延べ数である。

* = 各種学校（1校）の生徒25名を含む。

3. 大学院との連携

大学との連携では茨城大学との地域連携講座が開かれているのだが、ここでは茨城大学大学院教育学研究科開設科目「地域教育資源フィールドスタディ」での連携に焦点を当てて述べていく。

必修科目である「地域教育資源フィールドスタディ」は、2015年度より茨城県立歴史館との連携による教育を始めた。本科目は「茨城県における歴史や芸術、産業における現状、国際化への取り組み等について理解するために実地研修を行い、さらにディスカッションとプレゼンテーションを行うことにより小中学校での授業実践に関する課題を発見するとともに、新たな授業展開を考究する」ことを目的として、先ず茨城県の歴史を概観できること、次に茨城県の産業における国際化の実態を理解すること、そして地域活性化の取り組みを考察することを取りあげることとした。

歴史館と連携した学外実習での目標は2点ある。

1点目は茨城県の歴史を概観して理解することである。担当職員から説明をうけながら常設展や屋外施設

を見学することになるが、これは前述のように小中高校に対しても行われているもので、オーソドックスな取り組みである。脚下照顧、茨城県出身学生であっても地元について再確認して貰うことが大切であると考えているからである。

2点目は館内資料の検索方法を学ぶことである。担当職員による歴史館設立経緯と業務について説明を受けたあと、大学院生として身につけて欲しい技能のひとつである資料検索法について、司書から講義を受けさらに検索実習を行っている。

なお、歴史館所蔵の古文書や絵図資料を閲覧することにより原史料に触れる機会を作り、教科書や資料集の写真でしか見ることのなかった史料・資料を体験することにも留意した。

表3. 「地域教育資源フィールドスタディ」				
実施日	使用施設	内容	参加者数	備考
2015年5月1日	講堂、本館常設展示室、第一講座室、閲覧室など	常設展の見学 資料検索法を学ぶ(講堂・第一講座室)	54	引率：佐藤環
2016年4月27日	講堂、本館常設展示室、第一講座室、閲覧室など	常設展の見学 資料検索法を学ぶ(講堂・第一講座室)	36	引率：佐藤環
2017年4月26日	講堂、本館常設展示室、第一講座室、閲覧室など	歴史館の役割に関する講義(旧水戸農業高校本館) 常設展の見学 資料検索法を学ぶ(講堂・第一講座室)	36	引率：佐藤環
2018年5月9日	旧水戸農業高校本館、本館常設展示室、旧水海道小学校本館など	歴史館所蔵資料及び資料検索方法の講義 常設展の見学 旧水海道小学校本館等の施設見学	30	引率：千葉真由美
2019年5月15日	第一講座室、本館常設展示室、閲覧室、旧水海道小学校本館等の施設	歴史館所蔵資料及び資料検索方法の講義 常設展の見学 旧水海道小学校本館等の施設見学 歴史館所蔵古文書・絵図資料の閲覧	26	引率：千葉真由美



図1. 史料に触れる大学院生(於：茨城県立歴史館大講堂、2015年5月1日 筆者撮影)



図2. 本館展示室常設展における職員のレクチャー
(於:茨城県立歴史館本館展示室、2015年5月1日 筆者撮影)

結語

平成初期から、学校と社会教育施設とが連携・融合する協働体制の構築が求められているが、本稿では茨城県立歴史館を取りあげて、2015年度から2019年度に至る学校との連携実態の分析を行った。

1974年に開館した茨城県立歴史館は博物館と文書館の機能を併せ持つ施設として開館し、その敷地には移築された農家宅、学校施設などが含まれ、多様な学習に対応できるようになっている。小中高校や特別支援学校と歴史館との学習・教育の連携形態には、担当職員が学校に出向いて授業等を行うもの(出前講座)と、学校の年間計画に位置づけられた授業・行事として児童生徒が歴史館に来館して学ぶものがある。前者は小学生を対象とした体験的内容生活に即した内容のものから高校生向けに古文書を扱う高度な内容になっている。後者は歴史館本館の常設展や敷地内にある野外施設の見学を主な内容としている。両者とも小学校の比重が極めて高く、それとの落差が大きいのだが中学校、高等学校と続く。これは学校設置数の多寡、つまり小学校設置数が他校種に比して圧倒的に多いことが理由の一つであろう。

茨城大学大学院教育学研究科との連携では、2015年度より必修科目「地域教育資源フィールドスタディ」に組み込まれた学外実習として歴史館との連携がなされている。学外実習の目的は、茨城県の歴史を概観して理解することと、館内史料の検索方法を学ぶことである。特に史料・資料の検索方法は大学院生として身につけて欲しい技能であるため、所蔵資料や検索方法の講義がなされたあと検索実習や原史料・資料に触れる機会を持つこととした。

茨城県立歴史館は学校との連携を充実させるため、小学校から大学院まで幅広く連携活動を行っている。学社連携段階から学社融合段階への移行が求められている昨今、現在行われている人的交流や財

政確保などの新たな課題への対応が必要となっている。

本稿作成に当たっては、茨城県立歴史館管理部教育普及部の川田寛子教育普及課長に 2016 年度から 2019 年度にわたる連携事業のデータを戴いた。また茨城大学教育学部の千葉真由美教授には 2018 年と 2019 年の「地域教育資源フィールドスタディ」に関する情報を提供戴いた。ご厚意に深く感謝したい。

引用文献

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議編. 2007. 『新しい時代の博物館制度の在り方について』(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議).

日本博物館協会編. 2000. 『「対話と連携」の博物館』(日本博物館協会).

日本博物館協会編. 2003. 『博物館の望ましい姿－市民とともに創る新時代博物館－』(日本博物館協会).